

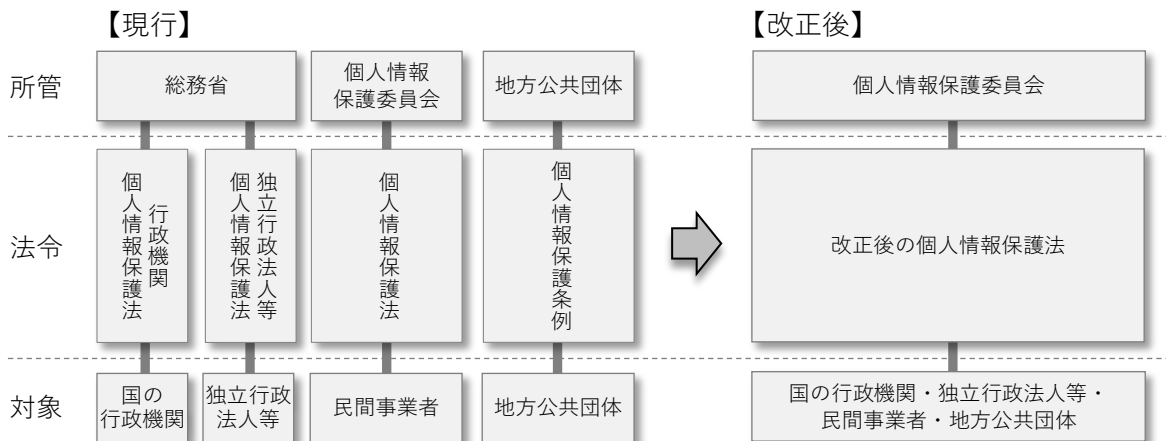
## 平取町個人情報保護法施行条例（骨子案）

個人情報保護制度は、これまで公的部門等と民間部門で取り扱いが分けられていましたが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の「平取町個人情報保護条例」を廃止し、新たな「個人情報保護法施行条例」の制定が必要となりました。町では、この新条例制定にあたっての基本的な考え方（骨子案）を次の通り示しますので、町民の皆さまからご意見を募集します。

### 1. 個人情報保護制度改正のあらまし

令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第38号）」により個人情報保護法の改正が行われ、地方公共団体の個人情報保護制度は全国共通のルールが適用されることとなりました。また、個人情報保護制度の運用についても、各地方公共団体が定める条例から法に基づく制度運用に変わり、これまで国・独立行政法人・民間事業者・地方公共団体と分かれていた所管についても、個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

改正後の個人情報保護法は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めたもので、法律の規定に反しない限り、地方公共団体は条例で必要な規定を定めることができます。平取町では、これを受けて条例で定めることが必要な事項と法律上許容される事項を整理し、新たな施行条例を制定することとします。



### 2. 地方公共団体が条例で定めることが必要な事項

#### (1) 開示請求にかかる手数料

改正後の法律では、開示請求にかかる手数料を実費の範囲内で条例にて定めることとされています。新条例では、現行と同様に手数料は無料とし、必要なコピー代や郵送料等の実費のみ頂くこととします。

## (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料

行政機関等匿名加工情報の提供を行う場合、手数料は条例にて定めるとされていますが、都道府県と指定都市以外の実施は当分の間は任意であり、当該制度の必要性和導入に要する時間等を考慮し、条例施行時の導入は見送るものとします。

### Q. 行政機関等匿名加工情報とは？

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工し、なおかつ復元できないようにした情報で、都道府県と政令指定都市に導入が義務付けられます。

この制度は、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するための提案を募集し、保有個人情報を識別または復元できないよう加工して提供するものです。

## 3. 条例で定めることが許容されている事項

### (1) 審議会等への諮問

個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるとき、審議会等へ諮問できるとされています。

現行の条例では、平取町行財政改革審議会において個人情報保護制度の重要事項の審議を行うとされていることから、新条例においても同審議会への諮問ができることとして規定します。

### (2) 条例要配慮個人情報

地方公共団体の機関は、保有する個人情報のうち、個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報とは別に、地域特性やその他の事情に応じて特に配慮を要する記述等を「条例要配慮個人情報」として規定することができます。現行の町条例で規定している「要配慮個人情報」の内容は、改正後の法律でも全て網羅されているため、改めて当該事項に関する規程を設けることはしません。

### Q. 要配慮個人情報とは？

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するとして定められた個人情報を示しており、現行の町条例においても同じ内容が規定されています。

### 👉 個人情報保護法第2条第3項

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように配慮を要するものとして政令（※下記施行令）で定める記述がこれに当たります。

### 👉 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1項第1号～5号

- (1) 身体・精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果。
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

### (3) 開示請求等の手続における取扱い

開示請求等の手続については、保有個人情報の開示請求権をはじめ、開示義務や開示決定等の期限等が改正後の個人情報保護法に規定されており、平取町の実状として法律と異なる規定を設けるべき特段の事情は認められないことから、当該事項に関する規定は設けません。

### (4) その他

法律の規範に反さず、かつ、事業者や町民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で事業者等の責務を定める規定。

町の出資法人等の責務等の規定を設けることで、町の出資法人等においても町と同様に個人情報の適正な取扱いの確保に努めます。

## 4. 条例の制定と施行の予定日

地方自治体においては、令和5年4月1日施行に向けて条例の整備を行うこととされています。本パブリックコメントの終了後に新条例案を作成し、議会の審議および議決を経て条例が制定される予定です。